

# 宮崎県人権教育基本資料

—幼（保）、小、中、高、特別支援学校—

自分の大切さとともに  
他の人の大切さを認めることができる  
幼児児童生徒を育てるために

宮崎県教育委員会

# はじめに

宮崎県教育委員会では、「宮崎の教育創造プラン」の具現化のために、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた健やかな子どもの育成を目指し、「はばたけ！宮崎の子どもたち」を目標に掲げ、それを実現するための柱の一つとして「命を大切にする教育」を推進しています。

「命を大切にする」ことは、生命のかけがえのなさに気付き、生命のあるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことであり、人権尊重の基本であります。

本県では、これまで、「宮崎県同和教育基本方針」等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指してきました。しかし、依然として、同和教育問題をはじめとする様々な人権問題が存在しています。特に、幼児児童生徒の人権にかかわる問題に関しては、いじめや暴力、虐待などが発生し、深刻化しています。

そのような中、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議は、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」、平成18年1月に〔第二次とりまとめ〕を公表し、学校における人権教育の推進に当たって、積極的に活用することを求めています。

県においても、平成17年1月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」の実現を目指し、関係部局相互の緊密な連携・協働の下に全庁的な取組を推進することにしました。

このような人権をめぐる様々な状況を踏まえ、県教育委員会では、平成17年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定するとともに、このたび、その推進のために「宮崎県人権教育基本資料」を作成しました。

今後、各学校(園)における人権教育の推進に当たって、本資料を積極的に活用し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」幼児児童生徒を育てていただくことを期待しています。

平成18年3月

宮崎県教育委員会

# 目 次

宮崎県人権教育基本方針	1
<b>I 本県の人権教育の基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 人権教育の国内外における潮流	2
2 人権教育の現状と課題	3
3 これからの人権教育	3
4 人権教育の基本認識	5
(1) 人権について	5
(2) 人権教育について	5
(3) 人権感覚について	6
(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について	6
(5) 人権教育の内容について	6
(6) 全教育活動を通して行う人権教育	11
(7) 人権教育の全体構想	12
<b>II 人権教育の基本構想</b>	<b>13</b>
1 学校（園）における人権教育の目標	13
(1) 幼稚園・保育所等	13
(2) 小学校	13
(3) 中学校	15
(4) 高等学校	15
(5) 特別支援学校	16
2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携	17
(1) 校種間の連携	17
(2) 学校（園）と家庭との連携	17
(3) 学校（園）と地域社会との連携	18
(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組	18
3 指導計画の作成	20
(1) 人権教育の全体構想	20
(2) 人権教育の年間指導計画	20
(3) 人権教育と教科等とのかかわり	21
(4) 教育の中立性の確保	22
(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮	22
4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項	23
(1) 幼稚園・保育所等	23
(2) 小学校	25
(3) 中学校	27
(4) 高等学校	29
(5) 特別支援学校	31
5 学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修	32
(1) 推進体制の確立	32
(2) 人権教育担当者の役割	32
(3) 教職員の研修	32

III	学習方法	-----	34
1	様々な学習方法と指導の工夫	-----	34
2	学習教材の選定・開発の留意点	-----	35
3	参加体験型学習（ワークショップ）	-----	36
	(1) 基本的な学習の進め方	36	
	(2) いろいろな手法	37	
4	コミュニケーション能力を高める学習	-----	39
	(1) 自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習	39	
	(2) 聞く力を高めるための学習	42	
IV	各人権課題に対する取組	-----	43
	[子ども]	43	
	[女性]	45	
	[高齢者]	47	
	[障がいのある人]	48	
	[同和問題]	49	
	[アイヌの人々]	53	
	[外国人]	54	
	[H I V感染者等]	55	
	[ハンセン病患者・元患者等]	56	
	[犯罪被害者等]	57	
	[インターネットによる人権侵害]	58	
	[性的少数者]	59	
	[刑を終えて出所した人]	60	
	[拉致被害者等]	61	
	[その他]	62	
V	人権教育の評価	-----	63
1	推進体制の評価	-----	63
2	指導内容の評価	-----	65
3	配慮事項の評価	-----	67
4	望ましい人間関係を育むための評価	-----	70
	(1) 幼児児童生徒の自己評価（例）	70	
	(2) 教職員の自己評価（例）	75	
	(3) 保護者の自己評価（例）	76	
	(4) 人権を尊重する地域づくりのための評価（例）	77	

- 主な参考文献
- 関係法令等
- 人権教育に関する資料
- 各人権課題の宮崎県における担当部署・関係機関